

不利益処分の処分基準

処 分 名		勧告に従わない旨の公表		
根拠法令及び条項		計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 150 条第 1 項		
所 管 部 課 名		経済部 産業観光課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	商品量目立ち入り検査の結果、検査に合格しなかった商品について、口頭で訂正を指示。これに従わなかった場合に、その特定物象量の表記を抹消する。 法第 150 条 都道府県知事又は特定市町村の長は、第 148 条第 1 項の規定により、その職員に、特定物象量が表記された特定商品を経済産業省令で定めるところにより検査させた場合において、その特定物象量の誤差が量目公差を超えるときは、その特定物象量の表記を抹消することができる。 2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による処分をするときは、その特定商品の所有者又は占有者に対して、その理由を告知しなければならない。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
	備 考			